

いばらきヘルスケアポイント事業

「元気アップ！りいばらき」

健康づくり応援企業 募集要項

2019年4月

【第2版】

【問い合わせ先】

①元気アップ！り運営事務局（事業委託先）

電話：0570-077-122 FAX：03-6774-8795

平日 9:00～18:00（年末年始は除く）

②茨城県 保健福祉部 健康・地域ケア推進課 健康増進グループ

電話：029-301-3229 FAX：029-301-3318

平日 8:30～17:15（土・日・祝休業・年末年始は除く）

E-mail：care3@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページアドレス：

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/kenkou/healthcare/healthcare-top.html>

◆募集の趣旨

茨城県では、県民の健康寿命日本一の達成の為、県民や企業が取り組む健康づくり活動（ウォーキングや健診の受診など）に対して、ポイントを付与し、景品やサービスなどのインセンティブ*と交換できる仕組みをスマートフォンのアプリ並びにポイントシートを用いて構築・運用する「いばらきヘルスケアポイント事業」を実施します。（別図1参照）

本事業では、県民が気軽に健康づくり活動に取り組めるように、県民の身近にある運動・スポーツ系の企業（例：フィットネスジムやゴルフ場など）や、ヘルシーメニュー・ヘルシー弁当を提供する飲食店の利用に対して、ポイントの付与を実施いたします。

また、ポイントをためた方への景品のひとつとして、県内店舗等の優待を展開いたします。

県では、本事業の趣旨に賛同し、県民の健康増進の促進のため、これらの活動に協力いただける県内の企業を「健康づくり応援企業」として募集します。

◆いばらきヘルスケアポイント事業の概要

事業名称	いばらきヘルスケアポイント事業
アプリ名称	元気アップ！りいばらき
制度開始日	2019年6月1日（土）※予定
対象者	茨城県民 ※景品抽選の対象は18歳以上からとなります。
対象区域	茨城県全域
対象とする活動	・「運動」「健康」「食生活」「コミュニケーション」の4区分の活動をポイント化します ・詳細は、別表1、2のとおりです。
アプリの種類	・iOS版 （App Storeで公開予定） ・Android版 （Google Playで公開予定）
参加方法	①正規のアプリショップ（App Store、Google Play）から、「元気アップ！りいばらき」をスマートフォンにダウンロードして参加いただけます。 ②本事業の協力市町村の窓口等で、ポイントシートを受け取れます。 ※ポイントシートは、健康づくり応援企業、ヘルシーメニュー・弁当のポイント付与はありません。
有効期間	・ポイントは1年（1月～12月）を1シーズンとして、1シーズン毎にリセットされます。
景品 詳細イメージは、別図2のとおり。	・アプリで貯めたポイントに応じて、ブロンズ（1,000ポイント）、シルバー（5,000ポイント）、ゴールド（8,000ポイント）の3つのランクの電子カードをアプリに付与します。 ・電子カードのランクに応じて、異なる景品・サービス用意します。 ・景品・サービスは、県・団体が用意する景品と、協力企業の店舗優待などで構成します。 ・ポイントシートでの参加については、5000ポイント、8000ポイントを貯めた方は、市町村窓口でシートを提出することで、景品への応募ができます。

第1条 募集内容

本事業で募集する健康づくり応援企業は、次の各号の区分のいずれか、もしくは複数に該当するものになります。

(1) 健康づくり応援企業（景品提供）

茨城県が実施するヘルスケアポイント事業において、アプリ利用者に付与される電子カードのランクに応じた、景品やサービスをご提供いただける事業者。

(2) 健康づくり応援企業（ポイント）

茨城県が実施するヘルスケアポイント事業において、運動・スポーツ系のサービスを提供する事業者であって、自社のサービスを利用したものに対してポイントを付与する為、QRコードの設置・案内等にご協力いただける事業者。

(3) 健康づくり支援店

茨城県が実施するヘルスケアポイント事業において、いばらき健康づくり支援店（申請中等を含む）として、ヘルシーメニュー・弁当を提供する事業者等であって、メニューの飲食、弁当の購入を利用したものに対してポイントを付与する為、QRコードの設置・案内等にご協力いただける事業者。

第2条 健康づくり応援企業参加条件

参加条件は、茨城県内に事業所、施設、店舗等を有する事業者とし、県内の店舗等に限り、自ら行う商品・役務等の利用方法、特典・優待等サービスに関する情報の提供ができ、県のアプリやホームページなどでの情報公開に了承する事業者で、次の各号に合致するものになります。

(1) 本事業の趣旨に賛同し、各自が実施できる範囲で、県民の健康増進のための支援や情報提供等の協力を行えること。

(2) 風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う企業等でないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6項に規定する暴力団員をいう。）またはこれらの関係者と密接に関わりを持つ企業でないこと。

(4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている企業でないこと。

(5) 法律に定めのない医療類似行為を営む企業等でないこと。

(6) 県やアプリ利用者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損する恐れがないこと。

2 いばらき健康づくり支援店については、前項の規定のほか、次の各号に合致するものになります。

(1) いばらき健康づくり支援店（ヘルシーメニュー）の認定を受けているもしくは、申請中（見込みを含む）であること。

(2) 以下の基準のいずれかに合致する、ヘルシーメニュー・ヘルシー弁当※を提供していること。

① “野菜たっぷり” ヘルシーメニュー

野菜（特に緑黄色野菜）の使用量の多いメニューの提供。

1 献立中の野菜使用量：野菜全体で120g以上

② “エネルギーひかえめ” ヘルシーメニュー

適正なエネルギーのメニューの提供。

1 献立中のエネルギー 600kcal以下

③ “食塩ひかえめ” ヘルシーメニュー

食塩をひかえたうす味メニューの提供。

1 献立中の食塩：3g以下

④ “脂肪ひかえめ” ヘルシーメニュー

脂肪をひかえたメニューの提供。1 献立中の脂肪：15g以下

※ヘルシーメニューは、単にエネルギーが低いというものではなく、主食、主菜、副菜が1つのメニューの中にそろっていて、全体的に栄養のバランスが整っているものを指します。いばらきヘルスケアポイント事業では、上記の4区分のメニューにいずれかに該当する献立をヘルシーメニューと定義しております。

第3条 健康づくり応援企業の禁止行為等

協賛企業は次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- (1) 法律、命令、処分、その他の規制に違反する行為及びこれに関連する情報の提供、掲載
- (2) 犯罪行為を惹起または助長する行為その他犯罪行為に結びつく行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- (3) 猥褻図画・文章に該当するものの提供、掲載
- (4) 運営者または第三者が有する著作権、商標権、肖像権、プライバシーその他の権利・利益を侵害する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- (5) 有害コンピュータプログラム等を送信または書き込む行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- (6) 運営者または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉、信用を害する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- (7) 虚偽情報、事実誤認を生じさせる情報等の提供、掲載
- (8) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- (9) その他、公序良俗に反するなど事務局が不適切と判断する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載

第4条 健康づくり応援企業の責務等

協賛企業は次の各号に掲げる事項を遵守して下さい。

- (1) 健康づくり応援企業であることが明確になるよう、県が作成する広報媒体やQRコードなどを利用者が分かりやすい場所に掲示・案内して下さい。
- (2) 協力内容に変更が生じた場合は、その旨、利用者に周知すると共に、速やかに事務局へ変更届けを提出して下さい。
- (3) 協賛店登録を廃止する場合は、廃止日の2週間前までに事務局へ廃止届を提出して下さい。

第5条 「元気アップ！りいばらき」の使用方法

アプリ利用者による健康づくり応援企業の利用方法や、協賛企業の対応方法は、以下のとおりとします。なお、各事業者のサービスの提供形態に合わせて、本事業の趣旨から逸脱しない範囲で、下記以外の対応をとることは差し支えありません。

1 健康づくり応援企業（景品提供）

(1) 店舗等での会計時などに、アプリの利用者が提示する電子カードや電子クーポンを確認して、店舗等が指定する所定の条件に応じて、景品などを提供する。

2 健康づくり応援企業（ポイント）

(1) 健康づくり応援企業のサービスを利用したアプリの利用者に対して、会計時等に、県が用意したQRコードを提示・案内する。

(2) アプリ利用者は、アプリでQRコードを読み込み、ポイントを付与する。

※使用イメージは、別図3-1、3-2、3-3をご覧ください。

3 健康づくり支援店

(1) 当該店舗でヘルシーメニューの飲食又はヘルシー弁当の購入を行ったアプリの利用者に対して、会計時等に、県が用意したQRコードを掲示・案内する。

(2) アプリ利用者は、アプリでQRコードを読み込み、ポイントを付与する。

※使用イメージは別図4をご覧ください。

第6条 協賛の手続等

協賛に関する手続き等は以下のとおりとします。

(1) 協賛申込方法

協賛を希望する事業者は、本募集要項の内容を確認のうえ、（様式第1号）いばらき健康づくり応援企業協賛申込書及び別紙（単独店舗用・一括登録用・いばらき健康づくり支援店用）に必要事項を記載し、表紙の問合せ先までFAX等でお申込みください

※申込書の入手は、県のホームページなどからダウンロードをして印刷していただくか、表紙の問合せ先までご連絡下さい。

(2) 申込の登録

申込みのあった事業者については、事務局内で審査を行い、登録します。審査の結果については、電子メール又は書面にて通知します。

(3) 登録の取り消し

「募集要項」の記載内容に違反する行為が認められた場合や本事業の趣旨にそぐわないと認められた場合、申込みの内容に虚偽・不備等があることが発覚した場合は協賛店の登録を取消します。取消は、電子メール又は書面にて通知します。

(4) 登録内容の変更

事業者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに、変更内容を（様式第2号）いばらき健

康づくり応援企業協賛内容変更届出書及び別紙により事務局まで届出願います。

※届出の時期によっては、電子媒体への反映が遅れる場合がありますので、前もっての届出をお願いいたします。また、既存の印刷物に記載した情報の変更はいたしかねますので、ご了承ください。

(5) 協賛の廃止

事業者は、協賛を廃止したい場合は、(様式第3号) いばらき健康づくり応援企業協賛廃止届にて事務局まで届出をお願いします。

※届出の時期によっては、電子媒体への反映が遅れる場合がありますので、前もっての届出をお願いいたします。また、既存の印刷物に記載した情報の削除はいたしかねますので、ご了承ください。

第7条 その他

「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、別途協議を行い設定します。

(別表1) 健康づくり活動

区分	活動	内容	ポイント
運動	ウォーキング	歩数を自動計測	3
	ウォーキング コース	アプリ上で表示するウォーキングコースの 利用	3/km
	ランニング	ランニングの走行時間を自動計測	6
	サイクリング	サイクリングの走行時間を自動計測	6
	サイクリング スタンプラリー	アプリ上で表示するサイクリングコースに 設置されたチェックポイントの巡回	3/km
	シルバーリハビリ 体操	シルバーリハビリ体操教室への参加	10
健康	イベント（健康）	自治体や団体が主催する健康イベント（健康 教室や講演会など）への参加	30
	健診	健診への参加	300
	がん検診 （胃・肺・大腸・ 子宮・乳）	胃がん・肺がん・大腸がん，子宮がん，乳がん 検診の受診	各50
	特定保健指導 （初回・終了）	特定保健指導の初回指導と終了時指導への 参加	150
	体重	毎日の体重の入力	2
	血圧	毎日の血圧の入力	2
	禁煙	毎日の喫煙・禁煙記録	1
食生活	野菜摂取	野菜摂取質問への回答	1
	適塩	適塩質問への回答	1
コミュニケ ーション	交流	身近な交流相手の記録	1
	イベント （社会参加）	自治体・団体が主催する社会参加イベント（ 各種講演会・行事）への参加	20
その他	各種ミッション等	期間限定のミッションを達成	50
	その他活動	健康増進，社会参加に資する活動	適宜設定

(別表2) 健康づくり応援企業メニュー

活動	内容	わらポイント
健康づくり応援企 業	スポーツ関係のサービス（フィットネス、ゴルフ、そ の他スポーツ）を提供する企業・施設のサービスの利 用	1
ヘルシーメニュー・ ヘルシー弁当	ヘルシーメニューの飲食，ヘルシー弁当の購入	1

ヘルスケアポイント事業イメージ

運動・健康・食生活・コミュニケーションの4区分をポイント化



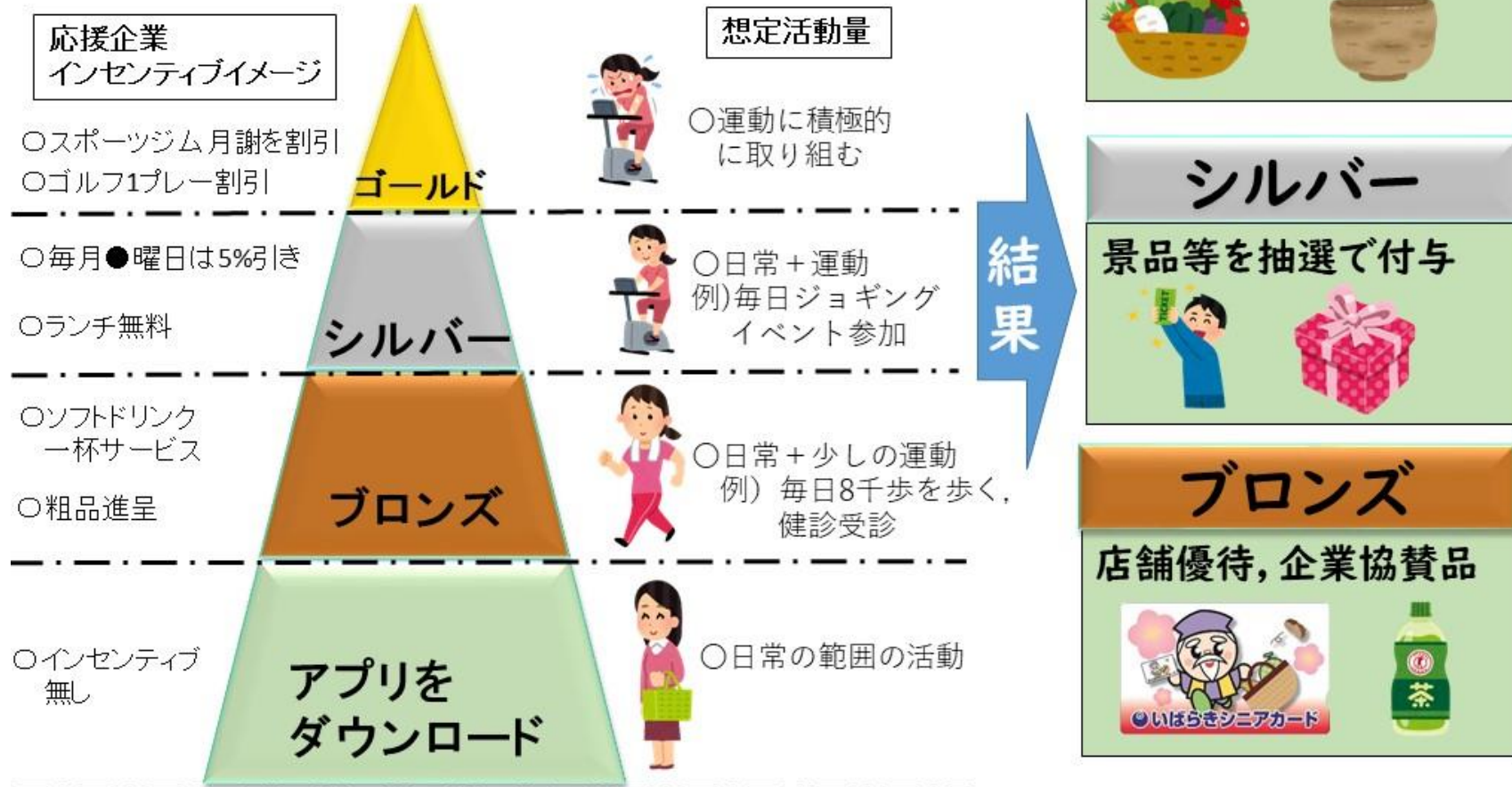
※イメージの為、詳細が一部異なる場合があります。

(別図2) ヘルスケアポイント事業における景品イメージ

【ヘルスケアポイント インセンティブイメージ】

獲得ポイントに応じた電子カードが付与され、アプリ利用者は、異なるインセンティブを受け取れる。

- ブロンズ: 店舗優待, 企業協賛品など
- シルバー: 県産品等を抽選で付与, 企業協賛品など
- ゴールド: 豪華景品を抽選で付与



※イメージの為、詳細が一部異なる場合があります。

健康づくり応援企業(ポイント)イメージ【手続きイメージ】

○健康づくり応援企業(ポイント)とは

- いばらきヘルスケアポイント事業では、スポーツ系のサービスを提供する企業を利用したアプリ利用者にポイントを付与する予定です。
- ポイントの付与は県が用意するQRコードを利用して行います。
- 協力にあたって、費用(ポイント原資等)の負担を求めることはありません。



【ポイント付与の流れ(例)】

○利用者側

①スポーツ系のサービスを利用



○お店側

②会計時などにアプリを提示



①サービスの利用を確認してQRコードを提示

③QRコードを読み取り。

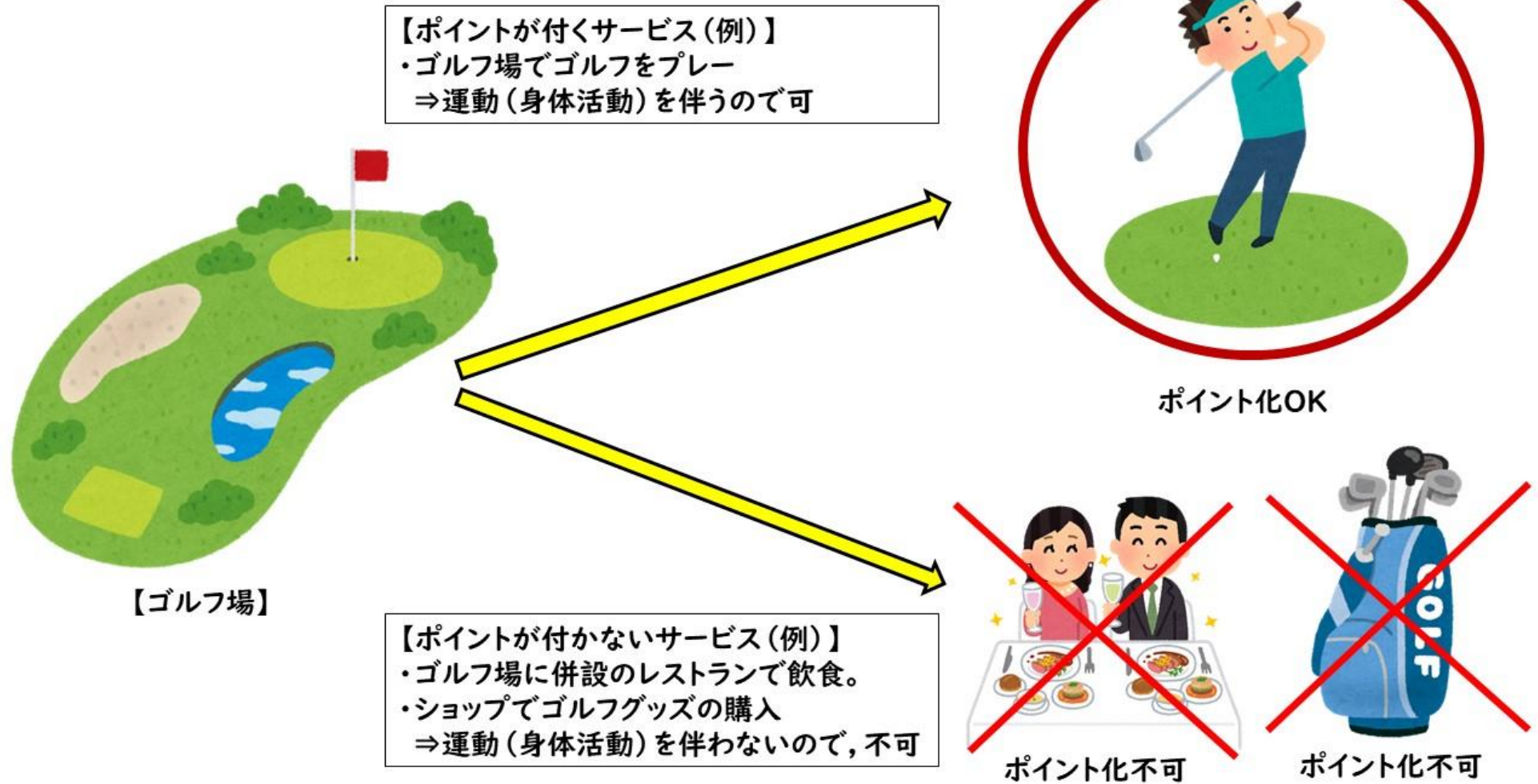


④ポイントをゲット



(別図 3-2)

健康づくり応援企業(ポイント)【ゴルフ場Ver】



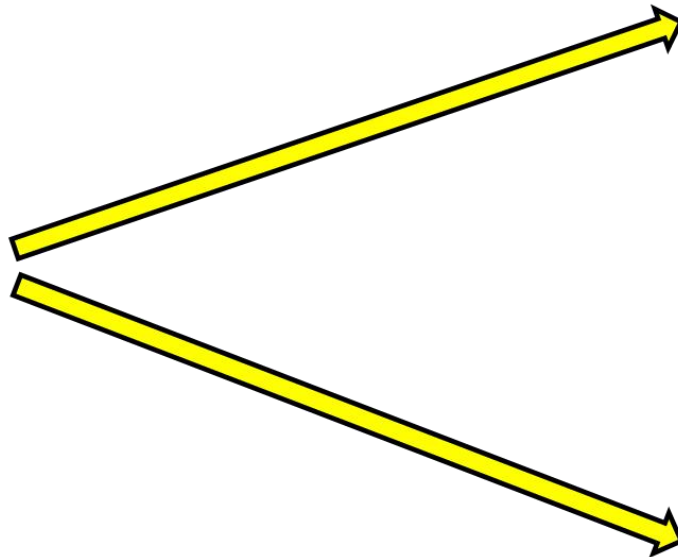
(別図 3-3)

健康づくり応援企業(ポイント)【スポーツジムVer】



【スポーツジム】

【ポイントが付くサービス(例)】
・ジムのフィットネスコースを利用
⇒運動(身体活動)を伴うので可



ポイント化OK



ポイント化不可

【ポイントが付かないサービス(例)】
・ジム併設の大浴場のみを利用
⇒運動(身体活動)を伴わないので不可

※利用内容の確認は、サービスの提供実態に合わせて、実施をお願いいたします。

(別図4)

健康づくり支援店 使用方法イメージ



①健康づくり支援店での、ヘルシーメニューの飲食ヘルシー弁当の購入

②会計時等に店舗側からQRコードの提示

③ポイントを付与